

## 公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
47	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>①ホームアルカディア宮ノ陣開発事業について</p> <p>現在残る未分譲地は住宅用地、業務用地それぞれ1区画である。既に販売した区画よりも条件が劣る部分もあると考えられるので、既販売区画との条件の整合性を図りながらも、許す限りにおいて価格を見直し、完売へ向けて取り組むべきと考えられる。</p>	意見	平成27年度の住宅用地分譲、平成28年度の業務用地分譲をもって、ホームアルカディア宮ノ陣開発事業用地は完売いたしました。
94	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会</p> <p>6 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>② 久留米サイクルファミリーパークについて</p> <p>イ. 無料入園の絞り込み</p> <p>サイクルファミリーパークではイベント実施時に入園料を無料としている。また、土曜日には他の公共施設と同様に高校生以下の子供たちの入園料を無料としている。その結果、無料入園者数は年間5,463人となり、入園者数の16%を占めている。</p> <p>イベント時の入園料を無料としているのは、入園料を無料とすることで来場し易くして、自転車利用増によって課金収入を得るためであるが、総収入を増やすためには、イベント時の有料化または入園料の割引にて対応することなどについても検討すべきと考える。</p>	意見	<p>無料入園の絞り込み検討の必要性についてのご意見につきましては、平成28年度に2イベントについて、大人料金を有料化することで対応しました。</p> <p>平成29年度についても4イベントについて、大人料金を有料化します。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
95	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会</p> <p>6 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑤ 賛助会員について</p> <p>受取補助金の額が減っている中、補助金収入以外の収入を増やすためにも、賛助会員(賛助会費)の増加方法を検討すべきではないか。観光マッチングへの参加や「ぐるめマップ」への掲載以外にも会員特典を充実させて、入会のPRをすることが重要なのではないか。</p>	意見	<p>賛助会員の増加に向けた取組みに対する意見につきましては、以下2点の取組により対応させていただきます。</p> <p>第一に、MICE主催者に対し、弁当業者等を紹介するシステムを構築(現在試行中)することで、新規賛助会員3社の入会につなげました。(賛助会員になれば、紹介リストに掲載されやすくなり、会社のPRにつながる)</p> <p>今後も業種拡大等の検討を行い、賛助会員数の増加を進めます。</p> <p>第二に、賛助会員のイベントPRを適時に行えるように、当協会HPの一部を賛助会員自身が書き換えられるようなシステムを構築しました(H28年10月完成)。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
158	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>④ 競輪場の正源氏プラザ サイクルコミュニティセンターの問題</p> <p>地域住民への施設の貸付け業務は、建設当初のサイクルコミセン運営方針に基づいて制定された、地域サイクルコミュニティセンター管理運営要綱(以下「運営要綱」)に沿って行われている。この運営要綱によれば、地域住民に貸付けられる施設は、二階の多目的ホール、研修室及び会議室である。</p> <p>そしてこの地域住民への施設の貸付けは、市営競輪開催に支障のない範囲で行われることとされている。そのため、運営要綱の施設の休館日として、次のような記述が設けられている。</p> <p>「施設の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>① 久留米競輪場を使用して競輪が開催される日(以下「開催日」という。)の前日、開催日及び開催日の翌日。</p> <p>② 12月28日から1月3日までの日</p> <p>③ 8月13日から8月16日までの日」</p>	指摘	<p>ご指摘の件につきましては、競輪事業課の認識に合わせた考え方に平成28年度より改めました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
			<p>ここで施設の休館日の①に開催日とその前後という記載があるが、今回の監査で「久留米競輪場を使用して競輪が開催される日」の定義の認識が、地場産くめと競輪事業課の間で異なっていたことが判明した。</p> <p>地場産くめで認識していた開催日は、久留米競輪場で車券が発売される日の全てをさしていた。そのため、競技場の走路で選手が実際に競技を行う日はもちろん、他の競輪場の車券を久留米競輪場で発売する日（以下「場外車券発売日」）も含まれていた。</p> <p>これに対し、競輪事業課が想定していたのは、久留米競輪場で実際に競技が行われる日のみが開催日であって、場外車券発売日は開催日ではない、というものである。</p> <p>この認識の違いは、サイクルコミセンの開設当初からのようである。</p> <p>そして、実際に地域住民への施設の貸付け業務を行う地場産くめの側で、場外車券発売日も「開催日」として休館日と認識したため、久留米競輪場での場外車券発売日が増加するにつれて、自然と地場産くめの認識する地域住民へ貸付け可能な日が減少していったのである。</p> <p>地場産くめが場外車券発売日も「開催日」に含めていたため、貸付可能日が減少し、申し込みがあっても断ることが多くなった。それで次第に申し込む者も無くなり、前述の表のようにここ数年は、地場産くめを通じての貸付けが行われなくなってしまったのである。</p>		

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
185	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>③委託費について</p> <p>広告チラシの折り込みのための支出額が年間5,075 千円あり、金額的にも戦略的にも非常に重要な支出といえるが、当該支出について客観的なデータの集計、分析を行っていない。通常、広告については受講者に受講希望のきっかけとなった広告媒体についてアンケート等を取り、どの広告媒体が最も効果があるか把握している企業が多いと思われる。そのアンケート等の結果を踏まえて、効果がある広告については継続し、効果がない広告については、改善や廃止を行うものであろう。経営改善のためには、大きな支出を見直していくことも必要である。経営上の意思決定のための判断材料になるデータをとっておくことは非常に重要であるため、ぜひご検討いただきたい。</p>	意見	<p>平成28年9月以降、順次受講者にアンケートを取り、受講のきっかけや満足度等の調査を行っています。その後の集計・分析を踏まえて、平成29年度以降の広告媒体の決定や講座の充実につなげていきたいと考えており、アンケート調査は今後も随時行っていく予定です。</p>
220	都市建設部		<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>③ 固定資産の現物管理が適切に行われていない。</p> <p>当法人は機械装置、車両運搬具、器具備品といった動産を多数所有しており金額的にも多額である。固定資産台帳は整備されているが、個々の固定資産に固定資産No.のシールが貼られておらず、定期的に現物照合の手続きが実施されていない。</p> <p>実在しない資産が計上されていないか、使用していない資産が放置されていないかを確認するために定期的に固定資産台帳と現物の照合を行うべきである。</p>	指摘	<p>鳥類センター及び城島ゴルフ場は平成28年3月に、長門石事務所は平成28年9月に、現物と固定資産台帳との照合・固定資産No.シールの貼付を行い、対応しております。また、今後は、毎年度末に現物照合を行うことにしております。</p>

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
243	教育部	学校保健課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>14.久留米市学校給食会</p> <p>4 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>①業者選定について</p> <p>複数の業者により納入組合を組織し品質、価格、産地などを交渉し購入する事を前提としておきながら蒟蒻及びもやし組合は組合とは名ばかりであり1業者で組織されている。さらに特定の物資を1業者のみから購入することは、業者間での競争が生まれず価格面、品質面で問題が生じかねない。そのため、特定の供給物資が少数の業者に偏っているものについては、登録更新時のみならず随時広告等で募集すべきであるとする。</p> <p>また、他の物資については当初市内に事業設備があったが、現在市外へ転出した業者からも選定していること、現在は保冷輸送の技術等も発達していることから、納入業者を市内に限定する必要性が必ずしもあるとは認められない。登録基準を満たす業者の応募が1社しかない現状を是認するのではなく、事業施設の範囲をより広範囲のものも対象とする等、登録基準の見直し、あるいは組合を解体し、蒟蒻・もやしを一般物資と捉え、競争入札にするなど、複数の登録業者から供給を受けるようにすることが望まれる。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、1業者1組合の納入組合については、組合物資ではなく、一般物資として入札で購入するよう是正しました。</p> <p>学校給食の趣旨から、食料の生産、流通及び消費等について、子ども達に正しい理解が得られるよう、生産者や納入業者の顔が見える市内業者からの納入が望ましいと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、できる限り購入価格に競争原理を働かせるなど、適正な価格・品質の食材の購入に努めてまいります。</p>